

第17回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 9月 11日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時13分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第17回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第37号 平成26年度「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」二次評価の審議について〔継続〕
(庶務課)

委員長 日程第一 議案第37号「平成26年度「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」二次評価の審議について〔継続〕」。

この議案は、8月28日の教育委員会の際に継続審議となりましたので、改めまして、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第37号につきまして、8月28日の教育委員会に付議した内容と議案文自体は変わってございません。

今回、点検・評価の内容で変更した点につきまして、庶務課長からご説明いたします。

庶務課長 それでは、あらかじめお送りしてございましたけれども、本日は、第16回の教育委員会でご指摘いただきました二次評価について、修正させていただいたものをご審議いただきたいと思いますのでございます。

四角で囲った「校正箇所対照表」ですが、四角で囲みましたご指摘の内容、それに対応した修正文、それと、必要に応じては説明を入れさせていただいて、本文中にアンダーラインと網掛けで修正箇所をお示しさせていただきました。

全体が見えるようにということで、そういったものが全くないものと、2種類、先週の初めに、この書式においてお示しさせていただきました。

委員会以外での指摘は、その後、ありませんでしたので、その後の修正というものはございません。

変更点について、あらかじめお示ししてございますので、私の説明は省略させていただきます。よろしくお願いたします。

委員 長 それでは、質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 前回、色々、意見が出た点をきちんと直していただいたので、これでよろしいかと思います。ありがとうございました。

委員 長 郵送でいただいたものが、まず古いバージョンだったということ。郵送でいただいたのは、実を言うと、二次案ではないものがこれについてきた。
それで、今日これを見て、若干、今ぼうっとしてたんです。

庶務 課長 すみません。元の文と、それと対照するために、修正箇所ですか、そういった形でお送りさせていただいたつもりでたんです。

高野 委員 メールで両方、二次案とこの構成箇所対照表と両方いただいていたんです。
ただ、郵送で今回の資料として来たのが、二次案ではなくて、元の。ですから、メールの方でいただいたので私は内容を確認させていただきました。

庶務 課長 すみませんでした。

委員 長 いえ、いえ。多少気になる部分もあるかなという気もしないでもないんですけども、よく直していただきました。
ほかに、お気づきの点は何かございますでしょうか。
では、特になければ、お諮りいたします。日程第一 議案第37号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第39号 区議会提出議案及び意見の聴取について

- 1 平成26年度東京都板橋区一般会計補正予算(第3号)
(庶務課)
- 2 東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(学務課)
- 3 板橋区立中台中学校改築電気設備工事請負契約
(新しい学校づくり担当課)
- 4 板橋区立中台中学校改築給排水衛生ガス設備工事請負契約
(新しい学校づくり担当課)
- 5 板橋区立中台中学校改築冷暖房換気設備請負契約

(新しい学校づくり担当課)

○報告事項

3. 東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

(学-1・学務課)

5. 板橋区立金沢小学校校舎増築工事(案)について

(新-1・新しい学校づくり担当課)

6. 板橋区立中台中学校改築電気設備工事概要ほか2件

(新-2・新しい学校づくり担当課)

委員長 日程第二 議案第39号「区議会提出議案及び意見の聴取について」、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第39号。
区議会提出議案及び意見の聴取について。
上記の議案を提出する。
平成26年9月11日。
提出者は、橋本教育長でございます。
区議会提出議案及び意見の聴取について。

平成26年度第3回東京都板橋区議会に下記案件を提出するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。

記

- 1、平成26年度東京都板橋区一般会計補正予算(第3号)。
 - 2、東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。
 - 3、板橋区立中台中学校改築電気設備工事請負契約。
 - 4、板橋区立中台中学校改築給排水衛生ガス設備工事請負契約。
 - 5、板橋区立中台中学校改築冷暖房換気設備工事請負契約。
- 内容につきましては、それぞれ、課長からご説明いたします。

庶務課長 それでは、2枚おめくりいただきまして、3ページ。「平成26年度東京都板橋区一般会計補正予算(第3号)」、教育費に関する部分についてのみ、ご説明申し上げます。

歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36億100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,975億3,700万円とするものでございます。

それと、2の方は飛ばしまして、債務負担行為の補正です。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表、債務負担行為補正」によるということで、6ページまでお進みいただければと思います。

6 ページの方に第 2 表がございまして、債務負担行為補正ということで、金沢小学校増築設計ということで、これは次年度以降に支出する分をこのような形で予算書に計上するものでございます。

期間については、平成 27 年度ということで、その年度に経費を要するものとして、3,726 万 2,000 円。

続きまして、36、37 ページまでお進みいただければと思います。

こちらの方に、8 款教育費ということで、ここからが教育費になります。

1 項教育総務費ということで、2 目の事務局費、こちらに義務教育施設整備基金の積立金に要する経費を計上ということで、1 億 2 1 7 万 9,000 円ということです。

こちらは、旧若葉小におけます土地賃貸料の一部前払いの申し出がありました。

事業者からの収入、それと、区の除却工事等を含めた負担分を差し引いた残額を今後の小中学校の改築などの財源にするため、義務教育施設整備基金に積み立てるということで、財政課の方から通知がございまして、このような形になりました。

内訳ですが、土地賃貸料が 3 億 2 1 7 万円余、解体等で要する工事負担金ということで 2 億円、差し引きのところでは 1 億 2 1 7 万 9,000 円。この額を義務教育施設整備基金に積み立てるものです。

これによりまして、平成 26 年度末の義務教育施設整備基金の残高が 9 4 億 5,700 万余りと相なるものでございます。

続きまして、2 項小学校費の 5 目学校施設建設費ということで、金沢小学校増築経費、こちらが先ほど申し上げました債務負担行為の平成 26 年度分における支出部分でございます。

設計のほかに、地盤調査、試掘調査というものも含まれた金額ですが、1,865 万 9,000 円と相なりまして、合計で 5,592 万 1,000 円。金沢小学校に要する経費全てと相なります。

40 ページを見ていただきますと、債務負担行為の調書ということで、財源内訳が出ておりますけれども、平成 26 年、平成 27 年と、両方とも一般財源のみで構成しているものでございます。

それでは、この意見の聴取の案件 5 件につきましては次の報告事項にもありますので、事業の詳細につきましては、あわせて、それぞれの担当課長からご説明させていただきます。

議案 39 号の 3、4、5、それに金沢小学校の増築設計については新しい学校づくり担当課長から、それと、同号の 2 につきましては学務課長からご報告いたします。

新しい学校づくり担当課長

それでは、ただいまの補正予算の説明にありました金沢小学校増築経費について説明させていただきます。

本来でしたら、本日の区議会提出議案及び、この意見聴取に至るまでに、金沢小学校の増築につきましてはご決定をいただくべきものと考えますけれども、議

会との関係、予算編成の事務処理上の課題から、どうしてもタイミングが取りにくい状況でございます。

このため、本日は、まず初めに増築棟の建設に関してのご決定をいただいた上で、区長の意見聴取に対するご意見をいただければと思います。

なお、建設の概要につきましては、本日の報告事項の（５）板橋区立金沢小学校校舎増築工事（案）についてとあわせて説明させていただきます。

報告事項の資料として「新－１」というのをつけてございますが、こちらをご覧ください。

本件につきましては既に説明させていただいておりますので、要点のみを説明いたします。

まず初めに、７の構造規模でございます。

今回の増築棟につきましては、鉄骨づくりの地上３階建てとなります。

１１の増築棟の主要な諸室でございますが、１階にはあいキッズとパソコン室、２階には図書室、理科室、図工室、３階には家庭科室、音楽室、多目的室を設置いたします。そのほかに、各階にトイレ等を設置いたします。

２ページにお進みください。裏面でございます。

１４の経費でございますが、延べ４年間にわたりまして、総額１２億７，０００万円余を予定してございます。

１５の工程でございます。

本年度から来年末まで、基本設計、実施設計の委託を予定してございます。

建築工事につきましては、下から２段目になりますけれども、平成２８年当初から１年間を予定してございます。

金沢小学校の説明につきましては、雑駁ですが、以上でございます。

続きまして、議案書３９号の３項、４項、５項にあります中台中学校の改築に係る電気設備工事請負契約ほか２件について、こちらも、今回、報告事項の（６）を提出させていただいておりますが、こちらとあわせて説明をさせていただきます。

それでは、議案書第３９号の後ろから３枚目をご覧くださいませでしょうか。

７１ページになります。

左上の議会の議案番号では「議案第６２号」とございますが、まず初めに、電気設備工事請負契約でございます。

３の契約金額でございますが、２億７，７０２万円。

４の契約の相手方は、新分・平田建設共同企業体でございます。

５の工期ですが、平成２８年９月１６日でございます。

１枚おめくりください。

議案第６３号につきましては、給排水衛生ガス設備工事請負契約でございます。

３の契約金額でございますが、こちらは２億１，６００万円。

４の契約の相手方は、栄幸・富士川建設共同企業体で、５の工期は、同じく平成２８年９月１６日でございます。

続きまして、７５ページ。議案第６４号になりますが、冷暖房換気設備工事請

負契約となります。

契約金額は、3億4,549万2,000円。

契約の相手方は、鹿沼・中島建設共同企業体。

工期は、平成28年3月15日でございます。

それぞれの設備工事の概要につきましては、申しわけございませんが、報告事項の方の資料「新-2」、こちらをご覧くださいませでしょうか。

まず初めに、電気設備工事の概要でございますが、1ページの3が工事の概要となります。

電気設備工事一式として、(1)にございます受変電の設備工事以下の工事を行います。

(5)にございます太陽光発電設備工事におきましては、校舎の屋上に5.5キロワットの発電設備を設置いたしまして、ここから取れる電気をキュービクルに接続し、学校全体の省エネルギー化に役立てます。

(6)の⑧ICT設備工事では、電子黒板等の設置を行います。

また、⑨防犯設備工事では、防犯ブザーを各教室に設置いたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページの給排水衛生ガス設備工事でございますが、こちらも3が工事の概要となっております。

(1)の給水設備工事以下の工事を行います。

最後に、3ページの冷暖房換気設備工事になりますけれども、こちらも、3の工事概要で、(1)の機器設備工事以下の工事を実施いたします。

(6)に、遠赤外線ガス暖房設備工事とございますが、こちらはもう既に、今回の改築はいたしませんけれども、既存の体育館に暖房を取りつける予定でございます。

4ページ以降につきましては、案内図と配置図、平面図となっております。

また、10ページ以降に今回の入札の経過調書をつけさせていただいております。

10ページは電気設備工事となりますけれども、6社が応札いたしまして、うち1社が辞退、2社が最低制限価格未満となりまして、残りの3社のうち、新分・平田建設共同企業体が、税抜きで書いてございますが、2億5,650万円で落札してございます。

11ページは、同様に、給排水衛生ガス設備工事。

12ページにつきましては、冷暖房換気設備工事をつけさせていただいております。

最後に、改築工事の進捗状況でございます。

7月に入りましてから、地域の方々を対象とした工事説明会、教員、保護者の説明会を実施いたしまして、9月、現在でございますが、内部の解体工事に着手と、順調に進捗してございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

を定める条例につきましては、第3回板橋区議会定例会に条例案を提出するというので、区長から教育委員会に意見の聴取を求められているところでございます。

報告事項の(3)の内容でございますので、あわせてご説明させていただきます。

議案書の39ページ以降と資料「学-1」をご覧くださいと思います。

初めに、資料「学-1」に沿ってご説明しますので、ご覧ください。

1番、子ども・子育て支援新制度の概要でございます。

前回の教育委員会におきましてもご報告させていただいているところですが、平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法に基づきまして、平成27年4月から新制度が実施される予定となっております。

新制度は、3つの目的、1つは質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2つ目に保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、3つ目に地域の子ども・子育て支援の充実を目指して実施されるものでございます。

続きまして、2番、条例の制定理由でございます。

本条例は、「子ども・子育て支援法」に基づきまして、板橋区における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため設定するものでございます。

この特定教育・保育施設というのは、区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設でございます。新制度に移行する認定こども園、幼稚園、保育所をいいます。そのため、ここには私学助成を受ける私立幼稚園については含まれておりません。

また、特定地域型保育事業と申しますのは、区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する事業者が行う地域型保育事業を指します。

この地域型保育事業というのは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のことを指します。

したがって、この条例は、新制度におきまして、区の確認を受ける認定こども園、幼稚園、保育所などの施設、事業者が遵守すべき運営基準を規定するものでございます。

また、この条例は、国の定める府省令を踏まえまして、自治体ごとに条例で定めることとなっております。

条例を定めるに当たりましては、府省令で定める基準に従い定めるべきもの、これを従うべき基準と申しますが、こちらと、府省令で定める基準を参酌して定めるべきもの、参酌すべき基準と、2つがありますけれども、今回のこの運営基準につきましては、板橋区の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情ですとか特性はないため、全て国の基準どおりの内容となっております。

続きまして、条例の概要でございます。

条例につきましては、全体が3章から成っておりまして、第1章が総則、第2章が特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章が特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めております。

初めに、第1章の総則でございますが、こちらでは、条例の趣旨、用語の定義、一般原則を定めております。

一般原則におきましては、施設・事業者は、良質、かつ適切な特定教育・保育等の提供を行うことや、子供の意思、人格の尊重、関係機関との連携、人権擁護、虐待防止等のため必要な体制を整備することなどが規定されております。

続きまして、第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準となっております。

第2章は3節に分かれております。

まず、第1節の利用定員に関する基準におきましては、定員の設定ですとか、定員割れ、定員超過等の取り扱いについて規定しております。

次に、第2節の運営に関する基準でございます。

こちらについては、利用開始に伴う基準として、例えば第5条第1項では、特定教育・保育を提供する際は、施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明し、保護者の同意を得なければならないことですとか、第6条第1項では、利用申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならないことなどが規定されております。

また、教育・保育の提供に伴う基準としましては、例えば13条では、利用者負担額や上乗せ徴収などに関して規定しております。

また、管理運営等に関する基準としましては、第24条、第25条になりますけれども、子供の差別的取り扱いや虐待等の禁止について規定しております。

また、第27条には個人情報管理について規定しております。

続きまして、資料の4ページ、第3節特例施設型給付費に関する基準でございます。

この特例施設型給付費というのは、緊急時の償還払いですとか、地域に認定区分に対応する施設がない場合など、区市町村が必要と認める場合に対応する給付費となっております。

ここでは、特例施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準、例えば利用定員ですとか、施設基準について定めております。

なお、この特別利用保育というのは、1号認定子ども、つまり3歳以上で、保育認定の対象とならない子供を指しますけれども、この1号認定子どもに対して、保育所から提供される保育となっております。

また、特別利用教育というのは、2号認定子ども、こちらは3歳以上で、保育認定の対象となる子供を指しますが、この2号認定子どもに対して幼稚園から提供される教育のことを指します。

次に、第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございますけれども、こちらについては、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の運営基準を定めるもので、保育サービス課の所管となっておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、新制度におきましては、各施設、事業者は、施設の設備ですとか、職員配置など、学校教育法、あるいは児童福祉法等に基づく認可基準をまず満たして

いることが必要であります。その上で、区が定めますこの運営基準を遵守しなければなりません。

また、運営基準の遵守のために、区が指導監督、例えば、立入検査ですとか、勧告等を行うこととなります。

説明は以上でございます。

委員長 では、質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
色々、内容が多岐にわたっております。

青木委員 学務課の方で今ご説明いただいた条例の話なんですけれども、当然、こういうものが必要だということは十分認識しているんですけれども、よく分かっていないのは、これに対しての罰則規定というようなものはあるんですか。分かる範囲で教えていただきたい。

学務課長 条例では、規定していません。

青木委員 こういう条例に違反すると、一体、どういう形で処罰を受けたりするのかなというのがありまして。

学務課長 運営基準を満たしていない場合には、区の方で勧告等がございまして、是正する措置をする。

青木委員 ある程度の是正措置がなされなかったら、それで認定取り下げとか。

学務課長 満たしていない状態が続けば、確認制度ですので、区からの給付の対象にはならないという形になると考えております。

青木委員 ありがとうございます。

高野委員 工事の方の関係で2つ。金沢小学校の件は先日もお話を伺ったんですけれども、スケジュール的に、これから平成26年度、平成27年度で設計が始まって、工事が始まるというのは、随分先なんだなという印象を受けたんですけれども、それまでの間、今、不足しているようなところは十分できるのかというのが1つ。

それから、中台中学校については、7月に説明会を開いていただいたということで、ICT設備で、学校の中で、校長先生を始め、色々電子黒板についてご意見があったように自分はお話しした中で感じていたんですが、その点は、先日の説明会で、学校側からの希望とか、そういうものは出ていたんでしょうか。

以上の2点について。

学校配置調整担当課長 では、前半の部分は私の方から。

まず、結論から言いますと、大丈夫だということです。

児童数がこれから増えていくんですけれども、平成30年に教室が不足してしまう事態が発生しますので、それまでには立ち上がる計画となっていますので、大丈夫ということです。

ただ、あいキッズにつきましては、新音楽室とか、PTAのミーティングルームを提供して実施することになりますので、できるだけ早く立ち上がるようにというスケジュールを立てているところでございます。

新しい学校づくり担当課 中台の方の電子黒板ですが、私は、地域住民の説明会の方は出させていただいたんですが、学校のところは出席してなくて、聞いているところによりますと、既に入っている学校とは違うものというような話は聞いてございます。

ただ、工事全体の中で、どういう形で入れるのかについて、実際の工事を統括します営繕課と、詰めといいますか、検討に入らせていただいたところでございます。

高野委員 分かりました。

委員長 そうですね。確かに電子黒板については、会う先生とか校長先生によってご要望が違うような感じもあるので、密接に打ち合わせをしていただいた方がよろしいかと思えます。

あと、金沢小学校は、既設校舎の改修の部分もあるわけですがけれども、改修でないところはそのままなんですよね。

新しい学校づくり担当課 今回、本体といいますか、既存の校舎といたしましては、給食室と職員室を広げなくてはいけなかったりしますので、そういうところはやりますけれども、既存の建物の2階3階の校舎の部分は行いません。

委員長 この辺は、授業の方になるべく差し支えないように、時期的にも選んでいただければよろしいかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、ほかになければ、お諮りいたします。日程第二 議案第39号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 文教児童委員会報告（H26. 8. 21, 22）

（資料・次長）

- 委員長　それでは、報告事項を聴取します。
報告1「文教児童委員会報告」について、次長より報告願います。
- 次長　それでは、文教児童委員会について報告いたします。
8月21、22日に行われました文教児童委員会でございます。
まず、21日には陳情の審議を行いまして、新あいキッズに関する陳情ということで、継続審査となっております、おやつ、補食内容の再検討の件について、議論いたしました。
本日、後ほど、あいキッズのアンケート及びモニタリングの結果を報告いたしますが、別途、これを議会の方にも報告いたしますので、それを受けてから採否について決めようというご意見が多かったので、継続審査となっております。
続いて、22日の文教児童委員会には、教育委員会の動き、それから、板橋の魅力ある学校づくりプランの進捗状況について、既に教育委員会にご報告した内容と同様の形で報告してございます。
また、加えて、校務支援システムの委託事業者を決定したということをご議員さんの方でお聞きになって、これについて実情を聞きたいということで、あわせて、ご報告してございます。
校務支援システムの方の議論では、教員側はどの程度負担を軽減するのかというようなことが中心の議論でございました。
以上でございます。
- 委員長　質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
- 高野委員　今度、文教児童委員が変わられたということで、以前、教育委員会の方について色々ご意見等がありましたけれども、その後は、いかがでしょうか。
前に、その辺で打ち合わせを持った方がいいのではないかなというようにもあつたんですけれども、そこも教育委員会の動きについてはご理解いただいているのでしょうか。
- 次長　はい。その辺については、特にご意見等は出てございません。
議会の事務局の方には、教育委員さんの方で、もし議員さんの方でご希望があればそういう懇談を持つことについては前向きに検討しておりますということは伝えてありますので、あとは議会の方で調整していただくような形になっております。
- 委員長　恐らく、校務支援システムで負担が軽減されるかどうかというのは難しいんですよ。その人によっても難しいと感じると思いますし、便利なものだと、さらに

たくさん使っていこうとすると、また、その分の仕事も増えてきますし、減る部分もあると思いますけれども、増える部分もって、なかなかお答えは難しいかなと思います。

庶務課長 文科省調査で、熊本県が先行してやっている部分で調査した事例がありまして、30分以上の日常の業務量の短縮ができたという発表がありましたので、それを例にとってお答えさせていただきました。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、次に移らせていただきます。

○報告事項

2. 人事情報（都費職員 H26年8月分）

(指-1・指導室)

(区費職員 H26年8月分)

(庶-1・庶務課)

委員長 報告2「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 1番の正規職員につきまして、8月末の教職員数は7月末から人数に変更はございません。

括弧内の休職者数については、5名増えておりまして、増えたのが育児休業4と病気休職が2で、都合6人。減ったのが、育児休業より復帰した者が1名ということで、トータル5名の増です。

期限付任用教員については、2名増えて20名となりました。

小・中で、後補充が1人ずつ入りました。

非常勤職員については、学習指導講師がマイナス1となっていますが、9月1日付で任用しておりますので、戻っています。

(2)以降は、変更ありません。

以上です。

庶務課長 区費職員に関しまして、一般職員、非常勤職員とも増減はございませんが、1ページ目の一番下のところに、(4)その他のところで、8月1日～31日、停職処分1名ということで、これは調理主事でございます。未承認のまま兼業していたことが判明したために、1カ月の停職処分を行ったものでございます。

以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 夏休み明けに先生方が体調を崩されて休職に入ったとか、介護のために休職に入ったとかというお話を私の周りでかなり聞くようになりました。

やはり、後補充とかがなかなか決まらないうと、学校の方も忙しいのかなと。

学校公開などに行き、各学校で校長先生や副校長先生が授業を持たれている場面を、ここのところ続けて見ましたので、どうぞよろしく願いいたします。

指導 室長 後補充は都教委とのやりとりの中でやって、ちょっと時間がかかることが確かにあるんですが、手続をどんどん進めるように調整しております。

高野 委員 よろしく願いいたします。

委員 長 育児休業ですとか産休が増えるというのは少子化に対しては非常に結構なんですけれども、後補充の先生がなかなか見つからないという、非常に少ないし、かつ、優秀な先生が少ないというのを伺っておりまして、後補充の先生を見つけるのがなかなか大変だということに聞いておりますので、その辺のところを、何とぞご支援していただけると、学校の方も助かるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

では、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 区立幼稚園のあり方検討「中間のまとめ」

(学-2・学務課)

委員 長 では、報告4「区立幼稚園のあり方検討「中間のまとめ」」について。学務課長から、報告願います。

学務 課長 区立幼稚園のあり方検討「中間のまとめ」について、ご報告させていただきます。

前回の教育委員会で検討案の報告をさせていただきましたけれども、その後、検討を進めまして、内容・構成について、若干、加筆・修正等を行いましたので、該当部分についてご報告させていただきます。

資料「学-2」をご覧ください。

1ページから4ページにつきましては、順番の入れかえが2つありました。

あと、若干の文言整理をいたしました。内容につきましては大きな変更はございません。

続いて、5ページをご覧ください。

(5)の通園範囲の記載がございますけれども、区立幼稚園での通園範囲につ

いて、追記いたしました。

区立幼稚園 2 園への通園範囲は区内広域となっております。

幼稚園については、小学校のような通学区域を指定しておりませんが、これを、それぞれの園が所在する小学校の通学区域に置きかえて状況を見ますと、区域内からの通園は全体の 18.42% となっております。

続きまして、その下の 3 番、①の乳幼児数の推移の内容でございますけれども、上の表につきまして、今回は新河岸幼稚園周辺のものに限定しておりましたけれども、範囲を広げまして、区立幼稚園 2 園の周辺といたしました。

範囲を広げましたけれども、周辺地域の乳幼児数の状況については、前回と変わらない状況がございまして、横ばい、もしくはやや減少傾向にあるということでございます。

次に、6 ページでございます。

こちらは区立幼稚園周辺の私立幼稚園・認可保育園の入園状況でございますが、こちらについても、今回は、範囲が新河岸幼稚園の周辺ということでまとめておりましたけれども、区立幼稚園 2 園の周辺というように範囲を広げまして、まとめ直しました。

私立幼稚園につきましては、2 園から 3 園に増えまして、その結果、合計では、今回は全ての歳児で空きがあったような状況でございましたけれども、ここでは、3 歳児を除いて、空きがある状況となっております。

また、認可保育園につきましては、今回は 7 園でしたけれども、範囲を広げた結果、18 園となりまして、今回は 4 歳児を除いて空きがない状況でございましたけれども、ここでは、4 歳、5 歳児を除いて空きがない状況ということになりました。

続きまして、8 ページ、9 ページでございます。

今回、適正規模の考え方としてまとめておりましたけれども、この内容を少し分解しまして、構成を変えました。

4 番として区立幼稚園の課題、5 番に今後の区立幼稚園のあり方としまして、整理をし直しました。

内容につきまして大きな変更はございませんけれども、8 ページの 4 番、(2) の保護者ニーズの多様化への対応につきましては、記述を追加しました。

高島幼稚園の今後の課題といたしまして、3 歳児保育と認定こども園化への検討を、それぞれ追加しております。

それから、9 ページ、10 ページにつきまして、こちらについては、内容の大きな変化はございませんけれども、若干の文言整理をいたしております。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、この後、文教児童委員会に報告いたしまして、10 月に広報いたばしに中間のまとめを掲載し、パブリックコメントを実施します。

年内に最終報告案を作成し、年明けに、最終報告について報告していく流れとなっております。

説明は以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 適正規模の考え方についてなんですけれども、ここに書かれているとおりでいいと思うんですけれども、新河岸幼稚園での実態ということで、新河岸幼稚園の園だよりを読む限りでは、やはり園内だけでは交流が少ないということで、付近の保育園ですとか幼稚園と盛んに交流を行っているようなんですね。

ですから、そういうことでも、1つの園の中では子供にとっての交流が足りないのではないかということで、適正規模が必要だという裏づけの1つにもなるのかなと思って、いつも園だよりを拝見しているんですけれども。

学務 課長 ご指摘のとおり、やはり新河岸幼稚園の園長からも、そういったご報告はございまして、園の中だけでは小規模になっておりますので、近くに保育園がございまして、そういったところと交流を積極的にして子供たちの教育に生かしているということの報告を受けています。

委員 長 ほかにございますでしょうか。
新河岸幼稚園については、非常に厳しい状況にあるというので。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 「板橋区学校支援地域本部シンポジウム」実施結果報告

(地－1・学校地域連携担当課)

委員 長 では、次に、報告7「「板橋区学校支援地域本部シンポジウム」実施結果報告」について、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 去る8月27日に開催いたしました板橋区学校支援地域本部シンポジウムの実施結果報告をさせていただきます。

資料は、「地－1」をご覧ください。

今年度も、より多くの学校の先生方に参加していただきたく、夏休み期間中に実施させていただいたところ、過去最高の190名の方にご参加いただくことができました。

お忙しいところ、教育委員の皆様方にはご参加いただきまして、誠にありがとうございます。特にご挨拶をいただいた別府委員長、また、パネルディスカッションでパネリストを担っていただいた松澤委員には重ねてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

きてきて先生プロジェクト代表・地域教育ジャーナリストでいらっしゃいます

香月よう子先生を講師としてお迎えしまして、「地域の力を学校に！子どもの学びを支援する学校支援地域本部」と題しまして基調講演を、そして、「本音で語る！学校支援地域本部は教育活動の支えになっているか？」をテーマといたしましたパネルディスカッションを実施したところでございます。

来場者からも好評の声を多数いただきまして、これからの学校支援地域本部事業の実施を検討している学校の後押しができたのではないかなというように考えております。

今後、様々な取り組みを通しまして、学校と地域の連携による学校支援地域本部事業の推進と、また、その充実を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 色々、お疲れさまでした。今回のパネルディスカッションでちょっと感じたことは、やはり内容の方がまだ浸透していないところもかなりあったので、こういう機会をこれからもやっていくことによって地域と学校との連携が取れていくのではないかなと思っていて、また、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学校地域連携担当課長 承知いたしました。

委員長 教職員、PTA以外の方の参加が多かったのがよかったのではないかと思います。それだけ地域の方にも関心を持っていただいているということで、よかったと思ひます。

では、よろしいですか。

(はい)

○報告事項

8. 「新あいキッズに係るアンケート及びモニタリング調査」の結果報告について

(地-2・学校地域連携担当課)

委員長 では、次に、報告8「「新あいキッズに係るアンケート及びモニタリング調査」の結果報告について」、学校地域連携担当課長から報告願ひます。

学校地域連携担当課長 それでは、「新あいキッズに係るアンケート及びモニタリング調査」の結果につきまして、ご報告申し上げます。

資料は「地-2」をご覧ください。

第14回の教育委員会でもご報告いたしましたとおり、来年度の新あいキッズの全校実施に向けまして、制度のさらなる向上に資することを目的といたしまして、今年度、新制度のあいキッズ実施校におきまして保護者向けのアンケート調

査並びにモニタリング調査を実施し、その結果がまとまったところでございます。
では、「別紙1」。

1枚おめくりいただいて、1ページ目の「新あいキッズアンケート結果」についてをご覧ください。

まず、1のアンケート調査の概要でございますが、平成26年7月9日から同月28日の期間で、新あいキッズ実施の11校の全児童4,611名を対象に募集いたしましたところ、518名の回答を得たところでございます。

新あいキッズの平均利用人数1,047名に対しては456名の回答、43.6%の回収率となっております。

続いて、2ページ目。

3、アンケート結果の概要でございますが、(2)認知度、(3)理解度につきましては、あいキッズ事業自体の認知度や、メール配信サービス、3つの拠点での活動、低学年の就労家庭等の児童に対しての時間管理、こういったものも理解度については高い結果が得られたところでございます。

一方、きらきらタイムの利用要件にPTA活動や町会・自治会活動などの学校支援活動があること、あるいは地域との交流の機会であるサポーター事業、各あいキッズに設置してございますアンケートボックスについては理解度が低い結果となっております。

そのため、今後はあいキッズでのおたよりやホームページなどで周知を図っていきたいと考えております。

続いて、3ページ目。

(3)の活用度につきましては、全登録者のうち65%は週に1回以上利用しており、そのうち、きらきらタイムに登録した児童は90%以上が週3日以上利用しています。

また、活用しやすさにつきましては、登録方法、利用方法ともに、好意が多かったところでございます。

一方、さんさんタイムの時間管理なしに登録する児童につきましては、週1日未満の利用が半数以上、特に高学年の利用しない児童が23%と高いので、高学年に魅力ある活動や過ごし方を考案していくことが必要と考えてございます。

最後に、6ページ以降にございます(4)の満足度につきましても、安心・安全な居場所の提供と、外遊び、室内遊び等の交流活動、それと、児童の健全育成に対しまして、新制度開始から3カ月にもかかわらずでございますが、一定程度の評価を得られたところでございます。

唯一、おやつ提供時間につきましてはマイナス意見が多かったため、さらに検証を続けまして、子供たちが満足できるような、そして、子供たちが一日を過ごす流れの中でおやつ提供時間が午後5時に位置づけられる意義につきましても、保護者の理解を得るとともに、具体的な対策につきましても様々な検討を行ってまいります。

アンケートの全結果報告が「別紙1-1」、各意見のまとめが「別紙1-2」、アンケート調査の用紙というのが「別紙1-3」でございます。

その後でございます、新あいキッズモニタリング結果について、「別紙2」でございますが、中間報告を、先だつてさせていただいたところでございます。

追記させていただいた事項2点につきまして、ご報告申し上げます。

まず、1ページ目に項目別モニタリング調査の状況。

(1) 児童の状況でございます。

遊び相手や活動場所につきましては制限されることがなくなりましたので、実際に活動時間の充実といったところが図られております。

また、目的別に3つの活動拠点を設けたことで活動場所の充実も図られまして、自由遊びの時間帯では、児童一人一人の意思で活動場所を選択でき、イベントの参加や、異なる学年との交流もしながら過ごすことは、児童の自主性や社会性を育み、体力の増進にもつながってきているところでございます。

課題といたしましては、放課後子ども教室などの利用に比べて、高学年の利用が減少しているとの学校からの指摘がございましたため、高学年がどのような遊びのニーズを求めているかなど、高学年の子供たちの生の声を聞きながら、学年による遊び場のすみ分けをするプログラムを取り入れまして、課題解決を図ったところでございます。

2点目でございますが、4ページ目。

(6)の学校との連携でございます。

学校の中にある安心・安全なあいキッズを構築していくためには、学校との連携は不可欠でございます。

また、あいキッズと学校とで児童の情報共有をするなど、日ごろから連携を深めていくよう、担当課も指導しているところではございます。

学校での安全指導事項についての注意など、あいキッズにおける児童の指導につきまして、一層の情報共有や連携が必要だと、学校からご提案がございました。

そのため、日々の情報交換だけではなく、あいキッズ職員、エリアマネジャー、学校長、副校長、主幹教諭、担任教諭などが参加する学校との連絡会を月1回程度開きまして、運営上の問題解決や情報共有を図っているところでございます。

今後も継続的なモニタリングを続けまして、課題等がございましたら、その原因を分析しながら、対策を立てて、新あいキッズをよりよい制度にしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 先日、あいキッズの視察に行かせていただいて、また、地域の方の声や何かで、先ほどのモニタリング調査の中の、高学年利用の減少というところ、それはすごく色々な方に私も言われるんです。

放課後子ども教室のときには、そのままかばんを置いて、高学年の子たちがずっと外で遊んでいたんですけれども、あいキッズになって、6年生や何かはほとんど姿を見かけなくなってしまうということで、どこに行っているのか、児童

館に行っているのか、その辺がよく分からないんですけども、ここで対応として、児童の生の声を聞き、学年によるすみ分けプログラムを取り入れるということを書いてあるんですが、具体的にはどんな声があったんでしょうか。

学校地域連携担当課長

やはり高学年が広い場所で例えばサッカーとか球技をやりたいというところに、低学年たちも混じると一緒にはやりづらい部分があったので、あいキッズの方では、当初、ここからここまでが高学年ということで場所を分けたりした時期があったんです。

それだと、高学年の方も、そこを超えてというのがなかなかできなかったもので、できれば広いところで使いたいということ、実は、ある学校で「しゃべり場」という企画をしまして、高学年を呼んで、どんなふうだったらあいキッズは楽しいかというのを聞いてみたそうです。

そこでは、そういうような結果が出たので、時間帯を分けながら、今の時間帯は高学年が校庭を使っている、体育館もあわせて利用できたりしましたので、低学年は体育館でという時間を設けるようにしました。

一方で、異学年との交流ということも大事にしておりますので、それは、別のタイミングでプログラムとして提供しようということで、その結果、徐々に高学年も増えてきたというように聞いております。

あと、アンケート調査の中でも、前の方の「別紙1」でございますが、5ページ目です。

下の方で、③のあいキッズ以外の過ごし方というのがございまして、ここで、低学年のきらきらタイム、時間管理あり、時間管理なし、それと、高学年とに分けているところでございます。

やはり高学年を見ますと、自宅で過ごしているというのが一番多く、3割強というところでございます。

また、習い事というのも3割弱ぐらいであるのかなというところでございます。

特に、ほかと高学年の違いというところだと、公園というのが20%を超えているかなというところでありましたので、過ごす場所としては公園が多いのかなというようには考えているところでございます。

一方で、児童館というのも1割前後と、どのお子さんたちも通っているということではないと考えているところでございます。

委員長

今、資料をいただいて、全然読めていないんですけども、気のついたところだけ言わせていただくと、あいキッズは宿題をやる場所ではなくて、やっぱり宿題は家庭でやるべきだと、個人的には思っております。

宿題の時間を設けてほしいなんていう希望もあるんですけども、やはり宿題は家でやって、あいキッズではしっかり遊んだ方がいいんじゃないかなと、個人的には思っております。

おやつについても色々書かれています。だから、「おやつ」という言葉がいけないんです。「補食」というようにした方がいいんじゃないかと。

学校地域連携担当課長

そうですね。おやつにつきましては、やはり委員長がおっしゃっているように、補食ということで私どももイメージとしては考えておりました。ただ、これまでの学童クラブで使っていた名称を変えずにということではあったので、できるだけ継承したところがありましたが、今後は、やはり補食という意味合いを強くしていきたいと考えています。また、「資料1-2」、ご要望や自由意見というところの4ページ目でございます。

上に「9、おやつについて」ということで、具体的にフリーアンサーでお答えいただいた部分を書かせていただいております。おやつの時間が遅いのではないかとということのご指摘につきましては、まず、夕食に影響があるからとお答えになった方が9件ございました。

それ以外、8件というのがすぐ下にあるんですが、おやつとしては時間が遅いというのが、結局、今、委員長からご指摘いただいたように、「おやつ」という名称の意味合いが午後3時というところもありましたので、そのイメージからすると遅いんじゃないかという、心象的な部分があるかというように考えております。

それ以外に、5時に迎えにいくと、食べ終わるまで待っていなければいけないとかというようなご意見もありました。

午後5時の補食という意味合いでの提供につきまして、選択できたりということも含めて、これから検討していきたいと思っております。

また、あわせて、新しいキッズになって、子供たちの交流時間を一層増やすということで行っているところもありますので、そういった意義についてもご家庭の方にお知らせしていきたい、周知を図ってまいりたいというように考えているところでございます。

委員長

あとは、あいキッズを利用していない方からのアンケートというのは非常に少なかったんですけども、その方々が、例えば、なぜあいキッズを利用しないかというのは、どこかに出ていますか。

学校地域連携担当課長

時間がないとか、習い事があるとかという。

同じく、その4ページ目の、下の13のところです。

あいキッズを全く利用しないと答えた方の理由ということで、習い事や、時間がないとか、親が家にいるので家の方がよいとか、あいキッズに興味がないというようなご意見があったところでございます。

委員長

この辺の、「制度・運営上に問題があると感じたから」とか、「使い方が面倒・分からない」といったあたりのところは、しっかり説明していただいて、利用した方がよければ利用するし、あえて、あいキッズを使わない方がいいんだという方々は、それはそれでいいと思いますけれども。

使いたいんだけども、よく使い方が分からない、参加できないというのは対

処していかなければいけないかなと思っています。

学校地域連携担当課長 より一層、保護者等々には説明しながら、周知してまいりたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

委員長 では、一言だけ、私の方から報告しておきます。

8月29日に、教育会音楽研究部研修発表演奏会がアクトホールで開催されて、校長先生や先生方、保護者、それから児童もかなりたくさん見えておりました。

音楽専科の先生の発表のほか、高島五小は校長先生以下、ほぼ、先生方全員で合唱されておりました。

ただ、最後に、音楽研究部員による混声合唱というのがあるんですけども、大体、毎年20人ぐらいしか舞台に出てこないで、52校あるけれども、音楽の先生はそんなに少ないのかなとちょっと毎年考えたりしております。

あと、バイオリンとピアノの二重奏というのがあったんですけども、ピアノは先生が弾いておりましたけれども、バイオリンは、多分、お子さんと思われる方で、そういうのでいいのかなというのが若干ありますけれども、主催者がそうしているので聞いておりました。

それから、9月6日は成増地区ドッジボール大会がありまして、成増青健の主催ですけども、地元の4校対抗で、5、6年の男女が参加しております。

各校、校長、副校長のほか、引率の先生、そして、PTA会長も、皆さん、応援に来ておりました。各チームとも活発に動いておりました。

その席で、ここのドッジボールとは関係ないんですけども、ある校長先生から、最近、日本語が全く分からない児童の入学が多くなってきて非常に困っている、日本語学級の方もほぼ満杯になっているんだというようなお話がありました。

それから、9月9日は志村小学校の道徳授業の公開に行ってもらって、1年生のクラスは保護者の方がたくさん来ているんですけども、6年生になりますと全く来ていないというクラスも、まあ動いているかもしれないんですけども、私が行ったときは、誰も保護者がいないというクラスもありました。

あと、区議会議員の方が1名、多分、地元の方だと思いますけれども、来ておられました。

あと、志村小は、今回、校庭を人工芝にしたということで、まだ、使い始めてから3日か4日目だということで、子供たちが結構元気よく遊んでいました。

志村小は、昨年までは研究指定校で、非常に頑張って、その成果が出ているのではないかと。研究授業の科目以外でもよい影響が出ている。

当時、授業研究に反対していた先生も効果があったことは認めているというようにおっしゃっておいりました。今年は指定校ではないので、若干のんびりしているということだそうでございます。

私の報告は以上でございます。

高野委員 私は、8月30日に中台小学校の家庭教育学級に行ってみりました。

「中台っこ広場」という、PTA主催のイベントと同時開催ということで、講師は落語家の三遊亭愛楽さんで、「落語から見る親子の情愛」ということでした。

イベントと同日開催でしたので、普段、家庭教育学級には参加することが少ないお父さんですとか、地域の方やなにかがたくさん参加して、参加人数の点ではとてもよかったのではないかなと思いましたが、

ただ、自分自身、落語とかお話は非常に楽しく聞いたんですけども、家庭教育学級の趣旨というところがちょっとぼけてしまったのかなと。

だから、人数をとってたくさんの方に聞いていただくのがいいのか、少ない人数でも家庭教育学級の趣旨をしっかりと浸透させていくことがいいのかなというように、そこら辺を感じました。

あと、9月5日に志村第五小学校の学校公開がありました。

今、工事中だったので、もう最後の方のプールだったんですけども、プールに行くのに、校舎を出て、付近の一般の道を通ってぞろぞろ行くんです。

だから、やっぱり高学年の女の子やなにか、タオルを羽織っていたり、あと、向こうで着替えたりとかというのがあったんですけども、その辺が不便なのかなと。夏休み中に大分進んでいたもので、もう影響はほぼないと思うんですけども、そんなところが気になりました。

あと、9月10日に上三中の学校公開に行きました。

学校公開に行くと、アンケートを保護者の方に書いていただくんですが、今回、上三中では、保護者授業評価ということで、「授業の初めに先生方が内容について説明していたか」とか、「1時間の学習内容の見通しが持てたか」というような授業評価に関するアンケートを皆さんに配っていたので、これが上手く活用されるといいのかなと思いましたが。

それと、学校選択の時期なので、色々、赤塚地区とか、あちらの方からの保護者の方もいらっやっていたんですけども、上三中は、校舎の中がとても分かりづらくて、私も音楽の授業を見たいなと思ったんですけども、とうとう音楽室に時間内にたどり着けずに、教室の地図はいただいているんですけども、階段がいっぱいあって、体育館が真ん中にあるところがあるので、「どう行ったらいいんでしょうか」ということを他地区のお母様に聞かれたんですけども、ちょっとその点が。

ああいう場合は、子供たちは慣れているから大丈夫なんだろうかとは思ったんですけども、色々、避難したりとか、そういうときに支障はないのかなとい

うような印象をちょっと受けました。

それと、若木小あいキッズで毎週水曜日に英語教室をやっているということだったので、昨日、3時半からちょっと見せていただきました。

ネイティブの女性の先生がいらっちゃって、子供たちがあいキッズを利用してしたのは、昨日は七、八十名いたんですけれども、その中の10人ぐらいが、その教室に参加していました。

音楽をかけたり、ゲームをしたり、工作をしたり、英語でずっとやっていて、2年生から4年生の子たちだったんですけれども、伺いましたら、4月からずっと利用しているので、かなり英語のヒアリングとか、また、自分たちも大きな声で、簡単な、好きなスポーツについてとか、色々と発言したりしていましたので、続けていくうちに成果が出ていて、大変いいなというように思いました。

松澤委員 では、1つだけ。

夏休みが終わって、保護者の方たちからちらっと聞いたんですけれども、昨年と、夏休みの期間が多少延びたので、それによって学校の先生とかの反応というか、そういうのというのはどうなのかなというのが気になりましたので、その辺の意見を聞かせていただければ。

保護者の中では、学校の休みが長いことに対して、いいという方もいらしゃれば、短い方がいいという方もいらしゃったので、先生の方のご意見とかが分かれば、校長先生、副校長先生を初め、現場の担任の先生ですとか、そういった形で意見を聞かせていただけるとありがたいかなと思いますので、室長さんの方にまとめていただければというように考えています。

指導室長 代表校長会等が今度あるので、投げてみます。

松澤委員 よろしくお願いします。

指導室長 聞いた感じでは、教員としては、概ねゆっくり研修ができて、2学期の準備ができる時間があったというように言っています。

その期間は補習をやるように私どもで言っていますが、クラスで2人、3人ぐらい、大体ピックアップして集中的に学習させたと言っています。そういった効果も恐らくあるんだろうと。

現場の声としては概ね良好な状況ではあったと思いますが、また、正式に回答します。

松澤委員 よろしくお願いします。

委員長 よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 13分 閉会